

災害ボランティア確保の連携・協力に関する協定式

No.58
 2020.10.1号

9月14日(月)、大潟村ふれあい健康館を会場に秋田県中部地区郵便局長会と、男鹿、潟上、南秋の6つの市町村社会福祉協議会との「災害等ボランティア確保の連携・協力に関する協定式」を行いました。地域内において災害が発生しボランティアが必要になった場合、必要に応じ秋田県中部地区郵便局長会を通し郵便局職員をボランティアとして派遣していただけるという内容のものです。新型コロナウイルス感染症の影響により、県内外等からのボランティア受け入れが難しい状況の中、とても大きな力となりそうです。



主な内容

- ・ 赤い羽根共同募金について 2
- ・ 「赤い羽根募金」男鹿市では 3
- ・ 生活福祉資金（特例貸付） 4
- ・ 社協事業、会費のお願い 5
- ・ 善意紹介、各種お知らせ等 6

編集発行

社会福祉法人 **男鹿市社会福祉協議会**

〒010-0511 秋田県男鹿市船川港船川字片田74番地
 電話 (0185) 23-2772 FAX (0185) 24-3301
 ホームページ URL <http://www.ogashakyo.com>

若美福祉拠点センター

〒010-0422 秋田県男鹿市角間崎字家ノ下54番地
 電話 (0185) 46-3939 FAX (0185) 46-3795

赤い羽根共同募金



運動強調月間：10月1日～10月31日

赤い羽根共同募金ってどんな募金??

赤い羽根共同募金は毎年、全国一斉に10月1日より募金運動が展開されます。

「誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進すること」を目的に活動する各組織や団体、ボランティア等の活動の推進、活発化を応援するため「自分のまちをよくするしくみ。」として募金運動に取り組んでいます。

皆様から寄せられました募金は、約7割が男鹿市の地域福祉事業のために、残りの約3割が秋田県全体の地域福祉事業へと助成される他、災害が発生した際の災害等準備金として役立てられています。

男鹿市共同募金委員会では今年度6,233,000円の目標額をたてました。内訳としては、社会福祉協議会各種事業への助成として3,735,000円、男鹿市内の福祉団体等の事業への助成として520,000円、秋田県内全域を対象とする広域助成として1,588,000円、男鹿市共同募金委員会運動推進費として390,000円となります。

どんな募金方法があるの?? ～様々な方法があります～

- 戸別募金 町内会等を通じて、各世帯にご協力をお願いする募金です。
- 職域募金 企業や各団体等で働く皆さんにお願いする募金です。
- 法人募金 企業よりご協力いただく募金です。
- 学校募金 福祉教育を目的に小・中・高等学校の児童・生徒へのご協力をお願いする募金です。
- 街頭募金 駅前や店頭にて募金への協力を呼びかけ、運動をPRするものです。



地域の皆様、一人一人からのご協力のもと募金運動が成り立っております。今年度も、ご協力よろしくお願いたします。



寄せられました
募金の送金

秋田県共同募金会

助成

募金の約3割
秋田県全域事業へ

全市町村の
取りまとめ

募金の配分

男鹿市共同募金委員会

助成

募金の約7割
社協・各団体事業へ



インターネットからも募金ができます!!

右記QRコードを読み取っていただくことで、インターネットより募金をすることもできます。利用することで、コンビニ決済やクレジットカード決済による寄付ができます。



QRコード

令和2年度赤い羽根共同募金目標額 6,233,000円

この目標額は、4月～5月にかけて助成の公募を行い、地域を代表とする審査委員の皆さんに審査をしてもらい決定いたしました。

今年度、皆さんから寄せられる募金は、来年度に次の事業へと助成する予定となっております。

男鹿市社会福祉協議会の事業への助成：3,735,000円

- 家族介護者リフレッシュ事業
- 高齢者健康生きがいづくり事業
- 行旅人旅費支給事業
- ボランティア活動推進事業費
- 三世代交流事業
- 共同募金運動推進事業
- 地域福祉座談会
- 広報発行
- トータルケア推進事業
- 福祉マップ作成事業
- ホームページ作成管理
- 男鹿市社会福祉大会
- 心配ごと相談事業
- 災害ボランティアコーディネーター養成事業



男鹿市内の福祉団体等の事業への助成：520,000円

- 男鹿地区更生保護女性の会 「男鹿地区更生保護女性の集い」
- メンタル「ハートおが」 「合同お茶っこサロン」、「北浦お茶っこサロン」
- 青少年育成男鹿市民会議 「児童福祉事業（第63回男鹿市子ども会リーダー養成講習会）」、「児童福祉事業（社会を明るくする運動）」
- 男鹿市民生児童委員協議会 「男鹿市民生児童委員協議会全員研修」
- 男鹿市遺族連合会 「戦没者遺族相互に交流及び親睦」
- 男鹿地区保護司会 「更生に関する相談業務」
- 男鹿市老人クラブ連合会 「各種スポーツ大会」
- 男鹿市手をつなぐ育成会 「育成会サンタさん事業」
- 男鹿手話サークル「ぶりっこ」 「第13回子ども手話教室」
- 男鹿半島案内ボランティアの会 「伝説の里聞き取りマップ作り」



運動推進費：390,000円

- 共同募金に関わる会議や資料作成
赤い羽根やチラシ等の資材費として

秋田県全域へ：1,588,000円

- 秋田県内の福祉団体へ
- 災害等準備金として



生活福祉資金（特例貸付）

－ 12月末まで期間が延長されました－

※労働金庫、取扱郵便局での申請受付（緊急小口資金特例貸付）は9月30日で終了となります。

1. 緊急小口資金（特例貸付）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、緊急かつ一時的に収入が減少した世帯に対して、当座の生活費を貸付いたします。

貸付金額 10万円以内

●ただし、次の場合は20万円以内とする

- (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- (2) 世帯員に要介護者がいるとき。
- (3) 世帯員が4人以上いるとき。
- (4) 世帯員に①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
 - ①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休校した小学校等に通う子。
 - ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
- (5) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
- (6) その他、特に資金の貸付需要があると認められるとき。

●利 子 無利子

●貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯。なお、運転資金・設備資金は貸付対象外です。

●連帯保証人 不 要

2. 総合支援資金（特例貸付）

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業等により、日常生活が困難となっている世帯に対して、生活再建までに必要な生活費用を貸付いたします。

貸付上限額

<u>2人以上の世帯</u>	<u>月20万円以内</u>
<u>単身世帯</u>	<u>月15万円以内</u>

●貸付期間 原則3カ月以内

●利 子 無利子

●貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。なお、運転資金・設備資金は、貸付対象外です。また、お住まいの地区を担当する生活困窮者自立相談支援機関への相談と継続的な支援を受けることが要件となります。

■申込みに際して必要なもの

- ①ご本人の確認ができるもの（住民票、健康保険証、運転免許証、源泉徴収票、預金通帳など）
- ②印 鑑（シャチハタ以外）
- ③減収等を確認できる書類（給与明細、通帳、帳簿書類など）
- ④口座を確認できるもの（通帳、キャッシュカード）

◇各貸付に関するお問い合わせ・申込先等

申込ご希望の方は、事前に男鹿市社会福祉協議会までお問い合わせください。 ☎23-2772

介護職員初任者研修がはじまります

10月6日(火)より、介護職員初任者研修が開講となります。

この研修会は、市内の皆様からいただいた社会福祉協議会費や赤い羽根共同募金を活用し実施しております。受講期間は約2カ月で、全力リキユラム(130時間)の受講が必須です。この他に希望すれば、秋田県社会福祉協議会福祉保健人材センターの福祉人材バンクに登録され、職業紹介や研修会等に関する情報の提供を受けることができます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ソーシャルディスタンスを保ち最善の予防策を取りながらの実施となります。

まごころありがとうございます

男鹿市老人クラブ連合会様より、各地区の老人クラブ会員が手作りした雑巾360枚を寄贈して頂きました。

頂いた雑巾は、市内福祉施設に届けられ活用頂いております。毎年の活動に心より感謝申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございました。



災害ボランティア登録者募集中

男鹿市社会福祉協議会では、男鹿市内で災害が発生した際に、迅速にボランティア活動が行えるよう「災害ボランティア」として活動をする方の事前登録を行っています。大規模災害時のみならず、小規模災害発生時でも迅速に活動することが大切です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、他市町村からのボランティア受け入れも難しい状況となっております。皆様のご協力よろしくお願ひします。

○登録の条件 ①市内に在住・勤務または拠点を有している個人・団体。

②登録しようとする日において、15歳以上である方。(ただし、満18歳未満の場合は親権者の同意が必要です)

○登録と保険の加入 「災害ボランティア登録申込書」を提出してください。申込書は社会福祉協議会に設置しております。

災害発生時はボランティア活動保険に加入して頂きますが、保険料はこちらで負担いたします。

主な活動内容は掲載の通りとなりますが、災害の状況により異なります。

・屋内外の片付け ・炊き出し
・避難所手伝い ・物資運搬 等

詳しくは、男鹿市社会福祉協議会までお問い合わせください。

☎23-2772

社会福祉協議会会費納入にご理解とご協力をお願いします

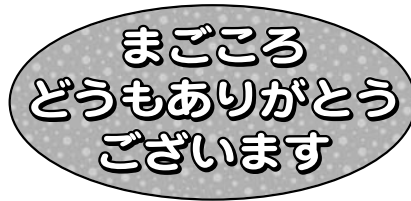
社会福祉・地域福祉は特別な人びとのためのものではなく、すべての住民一人一人にかかわるテーマとなっております。皆さまからお寄せいただいた会費は、さまざまな地域福祉活動に活かされています。社協会費は「住民参加」という意味を持つ大切な自主財源です。社協が進める地域福祉活動の事業運営の財源となります。各地区において、役員始め関係者により、会費納入のお願いに伺った際には、ご理解とご協力を願ひいたします。

一般会費	300円(一世帯あたり)
特別会費	3,000円(個人・一事業所あたり)
賛助会費	300円を超え、3,000円未満(個人・一事業所あたり)

※一般会費の1/3、特別会費、賛助会費は、各地区社協活動費として活用されます。

- ・寄付金関係

秋山 勝美	3万円	船 川
三浦 光政	3万円	秋田市
小栗 弘基	10万円	脇 本
栗森 節子	10万円	脇 本
蛭名 節子		



- ・若美地区社協へ

児玉 和則	1万円	角間崎
佐藤 良子	3万円	本 内
佐藤 正勝	3万円	釜谷地

受付順、敬称略

(令和2年6月1日から令和2年8月31日受付分)

訂正とお詫び

令和2年7月1日発行No.57に掲載された小林様の寄付金2万円は、20万円の誤りでした。訂正しお詫び申し上げます。

- ・戸賀地区社協へ

石川 浅男	3万円	加茂青砂
-------	-----	------
- ・北浦地区社協へ

安田 利雄	3万円	安全寺
-------	-----	-----
- ・男鹿中地区社協へ

加藤 勝	3万円	西黒沢
原田 弘子	3万円	山 田
目黒 妙子	5万円	杉 下

指定相談支援事業所として相談受付をします

障害者総合支援法に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者の方の日常生活全般に関する相談等に対応する窓口を開設しております。連絡・相談については原則として、月曜～金曜日、祝日を除く午前8：30から午後5：00までとなっております。※ 詳しくは社会福祉協議会まで ☎23-2772

男鹿調停協会との合同心配ごと相談所開設は11月の予定です

期日が近づいてから、折り込みチラシ等にてお知らせし、予約を受け付けします。会場は男鹿市保健福祉センターの予定です、開設時間は午前10：00～午後3：00までとなります。

困りごと・心配ごとの相談は随時受け付けております

ひとりで悩むよりは相談しましょう。解決に向けて、専門の相談機関等の紹介も行います。秘密は堅く守り、相談は無料です。お気軽にご活用ください。 ※詳しくは社会福祉協議会まで ☎23-2772・46-3939

生活福祉資金貸付のお知らせ ※ 負債による生計維持困難者は不可

- － 社会福祉協議会では、低所得者世帯・障害者世帯または高齢者世帯に対し、貸付することにより自立自活できると認められる世帯であって、自立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯に生活福祉資金の貸付を行っております －
- 1. 総合支援資金 失業等、日常生活全般に困難を抱えており生活の立て直しのために必要な生活費及び一時的な資金
 <原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けることに同意していること>
 ○生活支援費 ○住宅入居費 ○一時生活再建費
- 2. 福祉資金 日常生活、自立生活する上で一時的に必要となる費用 ○福祉費 ○緊急小口資金
- 3. 教育支援資金 学校教育法に定める学校に入学する、または在学している場合の必要経費
 ○教育支援費 ○就学支度費
- 4. 不動産担保型生活資金
 将来にわたり住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産等を担保として、生活費を貸付
 ○不動産担保型生活資金 ○要保護世帯向け不動産担保型生活資金

※ 資金別に貸付要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。
 男鹿市社会福祉協議会 ☎23-2772 若美福祉拠点センター ☎46-3939